様式第１号（第４条第１項関係）

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	古河市スポーツ推進審議会
設置の根拠法令	スポーツ基本法 古河市スポーツ推進審議会条例
設 置 年 月 日	平成 17 年 9 月 12 日
主な審議内容	スポーツ基本法第 31 条及び第 35 条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について審議します。 (1)　スポーツの施設及び設備の整備に関すること。 (2)　スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。 (3)　スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。 (4)　スポーツ関係団体の育成に関すること。 (5)　スポーツの技術水準の向上に関すること。 (6)　スポーツによる事故の防止に関すること。 (7)　前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。
会議の開催予定	随時
委 員 の 任 期	令和９年９月 30 日まで（2 年）
委員数(定数)	10 人（30 人以内）
委員の職及び氏　　名	（委員長）　小川　久雄 （副委員長）　假屋　憲宏　　倉持　浩（新任） （委員）　岡安　政夫（新任）　神田　典子 峰　淳一　　枝　　武則 前田　隆浩　　杉山　康三 髙橋　佳緒里
問 合 せ 先（事務局）	教育部　スポーツ振興課　　TEL　0280-22-5111（内）2211
備　　考	